

お取引先の皆さまへ

古河機械金属グループ「CSR 推進ガイドライン」

はじめに

当社グループは、「公平・公正の原則」、「相互繁栄」、「遵法精神・機密保持」、「CSRに配慮した調達活動の推進」の4つを柱とした調達基本方針に基づき、調達活動を行っております。この取り組みには、当社グループのみならず、お取引先の皆さまとの協力関係が欠かせません。

当社グループのCSR活動をご理解いただくことにより、サプライチェーン全体で持続可能な社会の発展に寄与できるものと考え、本ガイドラインを作成いたしました。お取引先の皆さまにおかれましても、本ガイドラインに基づき、CSR活動を推進していかれますよう、お願い申し上げます。

1. 人権・労働

- (1) 人権を尊重する。
- (2) 直接・間接を問わず児童労働、強制労働、不当な低賃金労働に関与しない。
- (3) 従業員に対するあらゆる差別、ハラスメントのない職場環境を実現する。
- (4) 労働関係法令を遵守し、労働環境の整備に努める。

2. 法令遵守・企業倫理

- (1) 国内外の法令および社会的規範を遵守する。
- (2) 法令や商習慣に反した利益の提供、受領を行わない。
- (3) 公正かつ自由な競争を阻害する行為を行わない。
- (4) 反社会的勢力とは一切関係を持たない。
- (5) 第三者の知的財産権を侵害しない。
- (6) 不正行為を予防し、早期に発見、対応するための体制を整える。
- (7) 紛争地域において採掘された鉱物および生産の過程で人権侵害や環境破壊が行われている材料を原材料として使用しない。

3. 安全衛生

- (1) 安全衛生関係法令を遵守し、労働災害の防止と安全で衛生的・健康的な職場環境の確保に努める。
- (2) 全ての従業員に対し適切な健康管理を行う。

4. 環境保全

- (1) 環境保全に関する国際規格、法令および協定等を遵守する。

- (2) 省エネルギーに配慮するとともに、環境負荷低減のため、資源の有効活用と廃棄物の削減に努める。
- (3) 製品に含有される化学物質および製造工程で外部環境に排出される化学物質を適切に管理する。

5. 品質・安全性

- (1) 生産、品質保証、製品安全に関する法令を遵守し、安全で信頼性の高い製品・サービスを提供する。
- (2) 製品に要求される品質・安全を確保できる品質管理体制を構築する。

6. 情報管理

- (1) 取引を通じて知り得た機密情報を適切に管理する。
- (2) 個人情報保護に関する法令を遵守し、個人情報を適切に管理する。

7. 社会貢献

- (1) 社会の発展に貢献できる事業活動を行う。

以 上

平成 27 年 10 月 1 日制定
古河機械金属株式会社 資材部
CSR 推進室